

障がい者福祉計画進行管理シート

方針 1 個人の尊重（人権の尊重と差別の禁止）

施策

1-1 権利擁護の推進

1-2 虐待の防止

1-3 相互理解の基礎づくり

1-4 自殺対策の推進

1-5 選挙への参加の確保

主な実施事業		
分類	事業名	実施内容・実績等
1-1 権利擁護の推進	○地域福祉権利擁護事業	金銭の管理や書類の預かり、手続きの支援等を行う。 （平成23年度契約件数 29件）
	○成年後見開始申立	成年後見開始審判の申立費用及び後見人等の報酬を助成する。（平成23年度助成件数 1件） 知的障がい者・精神障がい者の後見等の開始の審判を必要に応じて市が申し立てを行なう。（平成23年度 0件）
1-2 虐待の防止	○家庭児童相談事業	家庭相談員が電話、面接、訪問等により、子育てに関する様々な相談に応じる。家族の障がい受容についての一助としての機能や、虐待予防の支援を行う。
	○障害者虐待防止センター運営事業	障がい者虐待に関する通報、届出の受理（平成24年度10月実績 4件） 障がい者及び養護者に対して、相談、指導及び助言 虐待防止に関する広報、その他啓発活動
1-3 相互理解の基礎づくり	○人権啓発事業	人権意識の普及・高揚を図るため、イベント、講演会等を行う。 （平成23年度講演会参加人数 134人 人権作文 641人）
	○精神保健に関する普及啓発事業	関係機関と連携し、こころの健康講座、家族教室の開催やこころの健康をテーマとしたFMやまとの番組の放送、広報紙による啓発を行う。 （平成23年度 講座・教室回数 16回）
	○乳幼児期からの交流	保育園等において、障がいのある子どもの成長を促すとともに、障がいのある子どももいない子どもも、地域で共に生きる意識の醸成を図るため、統合保育を行う。
	○交流教育の推進	小中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養うとともに、障がいのない児童・生徒に、障がいへの理解を深める交流教育を行う。
	○福祉ボランティアの体験学習	児童・生徒が社会福祉への一層の理解を深めることができるよう、福祉施設等へのボランティア体験学習など体験に基づいた学習の機会を提供する。
	○「障害者週間」による啓発事業	障害者週間期間を契機にイベントを実施し、広報紙の活用やリーフレットの配布等により、障がいに対する理解や意識啓発、取り組み等の周知を図る。
1-4 自殺対策の推進	○自殺対策事業	自殺総合対策計画に基づき、こころサポーターによる自殺を未然に防ぐ取り組みや相談専用電話の開設、関係各課の連携など総合的な自殺対策を行う。

1-5 選挙への参加の確保	○選挙管理執行事務	選挙において、点字やカセットテープによる選挙公報の配布、スロープの設置、点字投票、代理投票、郵便投票等の実施。
---------------	-----------	---

方針1. 個人の尊重（人権の尊重と差別の禁止）

分類	施策の方向性	実施・実施中の事業等
1-1 権利擁護の推進	○成年後見制度・権利擁護支援事業の推進	OCW・PHN・相談員による積極的な運用（実施事業）成年後見開始申立・地域福祉権利擁護支援事業
1-2 虐待の防止	○障害者虐待防止法の動向を踏まえた上での虐待防止及び必要な対応	○平成24年10月から障害者虐待防止法施行。障がい福祉課が「市町村障害者虐待防止センター」として位置付 OCW・PHN・相談員による対応 *18歳未満は保育家庭課及び県児童相談所が所管
1-3 相互理解の基礎づくり	○障がいへの理解と関心を深める取り組みの継続	○大和市障害者自立支援協議会による障害者週間事業の実施（12月4・5日実施予定：作品展示・販売等） ○12月に手をつなぐ育成会と共催でクリスマスコンサートを実施予定 ○精神保健に関する普及啓発
1-4 自殺対策の推進	○自殺予防の普及啓発や自殺に関わりの深いうつ病に関する情報提供や基本知識の普及啓発	○自殺対策フォーラムの開催 ○こころサポーターの養成 ○こころの健康講座の開催
	○問題解決の支援	○自殺予防のための相談専門電話の対応 ○予約制の精神保健相談の実施（主にうつ病に関する精神保健相談）
1-5 選挙への参加の確保	○障がいの状況に配慮した支援の充実	選挙において、点字やカセットテープによる選挙公報の配布、スロープの設置、点字投票、代理投票、郵便投票等の実施。 ※再掲

展開方針

【権利擁護の推進】

○成年後見制度について、ケースワーカー・保健師・相談員による積極的な運用をする

【虐待の防止】

○障害者虐待防止法の施行に伴い、障害者虐待に関する通報・届出の受理をより速やかに効率的に対応するため、外部機関への委託の検討等を行う。また、障害者虐待防止に関するリーフレットや勉強会等、積極的な広報活動の実施を行う。

【相互理解の基礎づくり】

○人権に関する啓発事業や障がい者と地域の交流事業の支援等を積極的に取り組んでいく。また、大和市障害者自立支援協議会による障害者週間事業など相互理解や社会参加につながる事業の充実を図っていく。また、事業を通し、市内関係機関相互の連携を図る。

【自殺対策の推進】

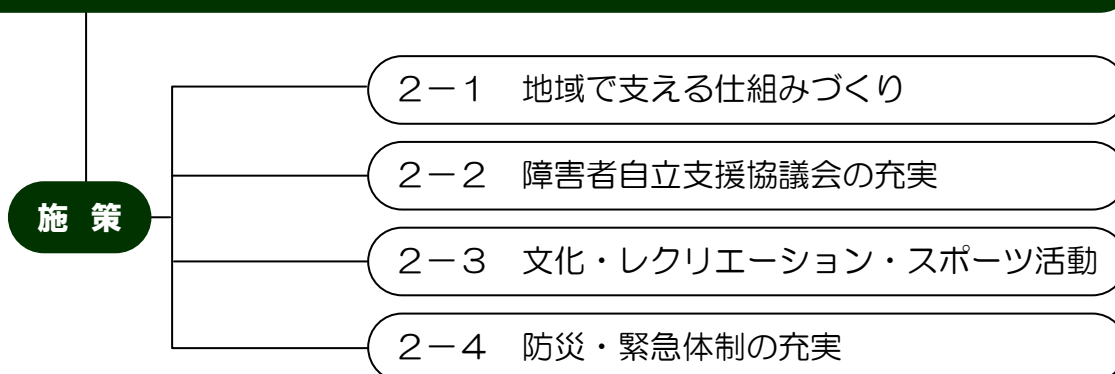
○地域と行政が一体となって自殺対策に取り組み、自殺で亡くなられる方を減らすため、継続的に啓発、相談機能の強化を図ります。

- ・自殺対策庁内連絡会議の開催、自殺対策に関する相談支援コーディネートチームの招集、市民対象講座の実施
- ・広報啓発（フォーラムの開催、ハイリスク地への看板掲出、FM やまとを使った広報など）

審議会意見

障がい者福祉計画進行管理シート

方針 2 支え合いによる地域福祉の推進（地域の受け皿づくり）



主な実施事業		
分類	事業名	実施内容・実績等
2-1 地域で支える仕組みづくり	○障害者団体等支援事業	障がい者団体の活動に対し、情報提供や補助金の交付などの支援を行う。 （平成23年度 1団体）
	○ボランティア活動の支援	社会福祉協議会ボランティアセンターを通して、ボランティア活動の支援を行う。
	○移動制約者移送サービス事業（協働事業）	移動に制約のある高齢者や障がい者の外出支援として、NPO 法人と市の協働事業を実施する。 （平成23年度利用件数（3法人） 7,737件）
2-2 障害者自立支援協議会の充実	○障害者自立支援協議会	関係機関の情報の共有、地域ネットワークの構築、困難事例への対応など、地域の課題解決に向け協議を行う。 ○H24年度各専門部会の活動報告 【精神部会】 精神障がい者にかかわる関係機関・事業所の紹介冊子の作成 【就労部会】 ・4・5月精神障がい者向けのジョブガイダンス開催、及び11月末フォローアップ研修開催予定 ・職場体験実習制度の構築 ・自主製品の統一ブランドとインターネット活用の販売網の拡充等 【児童部会】 ・教育と福祉の連携・交流を継続し不登校支援のネットワークを意識し具体的な方策を提案できるように。 【身障部会】 ・各身体の障がい種類に応じた減災を検討
2-3 文化・レク・スポーツ活動	○社会参加推進事業	障がい者スポーツ大会への選手派遣及び大会への同行支援を行う。 （平成23年度 参加人数（陸上や卓球など）37人）
	○スポーツ教室開催事業	市スポーツ課にて障がい者などに対応したニーズの高いスポーツ教室を開催。
	○点字図書等の貸し出し	市図書館においてカセットテープ、点字図書、拡大文字の図書の貸し出し。カセットテープや点字図書、DAISY（デジタル録音図書）について郵送による貸し出しの実施。
2-4 防災・緊急体制の充実	○災害時要援護者支援対策ネットワーク事業	平常時より要援護者の所在情報を把握し、その情報を行政内や自治会（自治防災会）、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、消防団などの地域と共有し、災害時に要援護者の安否確認や避難支援等に活用する。
	○総合防災訓練運営事業	総合防災訓練を行い、市民、防災関係機関等との相互連携の強化と、防災技術、知識の向上を図る。 総合防災訓練の実施 1回

	○重度障害者緊急通報システムの設置事業	介護者が常時いない重度身体障がい者の緊急連絡用として、緊急通報システムを設置する。(平成23年度18件)
--	---------------------	--

方針2. 支え合いによる地域福祉の推進

分類	施策の方向性	実施・実施中の事業等
2-1 地域で支える仕組みづくり	○各関係団体への情報提供及び連携強化	○障害者団体への補助金交付 ○移動支援の送迎事業を行うNPO法人との協働事業(実施事業) 移動制約者移送サービス
2-2 自立支援協議会の充実	○自立支援協議会の機能を強化	○H24年度各専門部会によるテーマ別の検討 【精神部会】 テーマ「精神保健福祉の普及啓発活動」 精神障がい者にかかわる関係機関・事業所の紹介冊子の作成 【就労部会】 テーマ「就労支援ネットワークを活用した就労者数及び工賃の向上」 ・4・5月精神障がい者向けのジョブガイダンス開催、及び11月末フォローアップ研修開催予定 ・職場体験実習制度の構築 ・自主製品の統一ブランドとインターネット活用の販売網の拡充等 【児童部会】 テーマ「発達障害のある子の不登校の課題」 ・教育と福祉の連携・交流を継続し不登校支援のネットワークを意識し具体的な方策を提案できるように。 【身障部会】 テーマ「身体障がい者の減災対策」 ・各身体の障がい種類に応じた減災を検討
2-3 文化・レク・スポーツ活動	○各種施設の整備や文化・スポーツ・レクリエーション活動の実施等を通して、障がい者の参画の機会を広げます。	○障がい者が参加できる企画の実施(親子サッカー教室の実施)
	○障がい者の余暇活動や社会活動のため、障がい者福祉団体やサークル活動への支援	○関係団体へ市の管理する施設の会場予約やバスの貸出など
2-4 防災・緊急体制の充実	○障がいの特性に応じた防災訓練の実施・障がい者の訓練への参加を促進します。	○総合防災訓練における聴覚など障がい特性に応じた避難訓練の実施

展開方針

【障害者自立支援協議会】

○平成 24 年度より自立支援法の改正により障害者自立支援協議会が法定化されたため、各関係機関の連携をより深めるとともに、各専門部会で行っている研究やプロジェクトについて推進する。

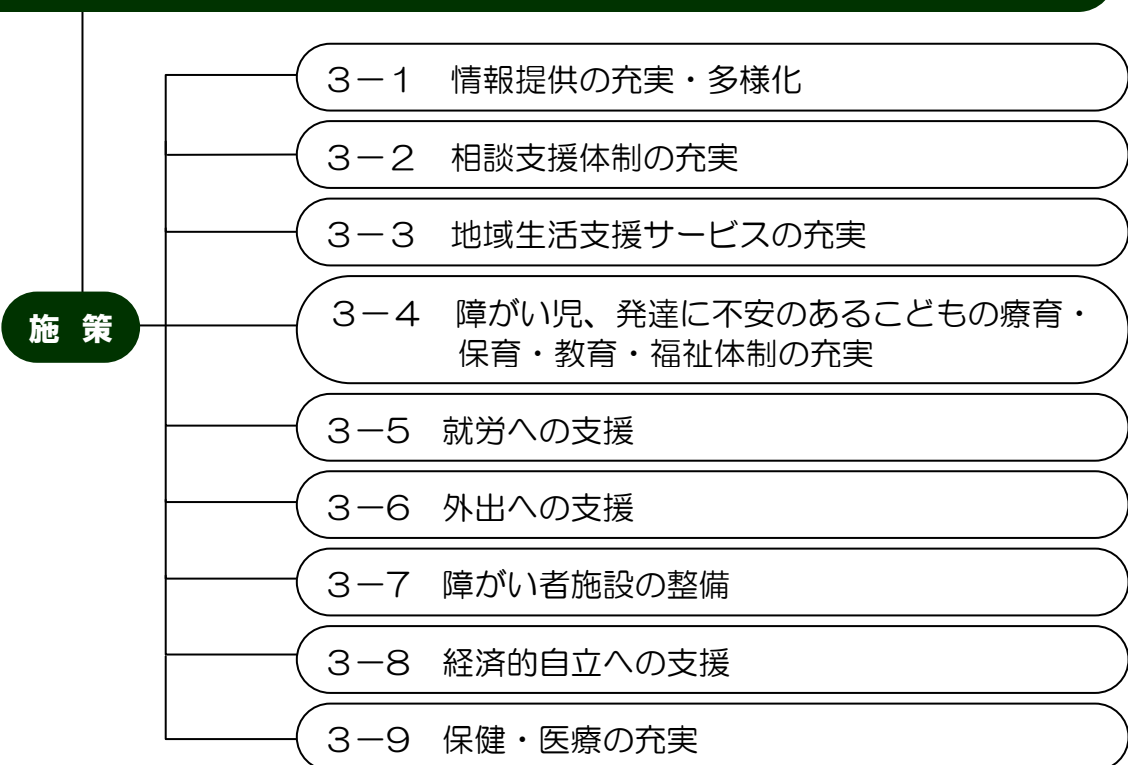
- ・指定特定事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制づくり
- ・地域移行支援、定着支援を効果的に実施するための、地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化
- ・地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化

【防災・緊急体制】

○要援護者支援制度について、実施地域を拡大し、要援護者マップ、個別支援プランの作成を行う。

審議会意見

方針 3 ライフステージに応じた生活支援



主な実施事業		
分類	事業名	実施内容・実績等
3-1 情報提供の充実	○相談支援事業所による情報提供	・市内 4 ヶ所の相談支援事業所において、個人の様々なニーズに応じた総合的な情報提供を行なっている。
	○多様な媒体による情報提供	・制度案内冊子（障がい者福祉の手引き）の改定（随時） ホームページ・広報やまと（声の広報、点字広報）による情報提供
	○コミュニケーション支援事業	・毎週月曜日に障がい福祉課窓口及び本庁舎に手話通訳者を設置 手話・筆記通訳者の派遣（平成 23 年度 521 回）
	○情報提供ボランティアへ活動支援	・情報提供ボランティアの入門講座を行い人材の育成の実施 （社協・生涯学習センター等で実施）
3-2 相談支援体制の充実	○家庭児童相談事業	・家庭相談員が、子育てに関する様々な相談に応じる。障がい受容についての一助としての機能や、虐待予防の支援を行う。 （平成 23 年度 169 件※心身障害のみ）
	○こどもの発達相談支援システム	・早期療育により健全な発育・発達を促すための相談・指導・訓練及び専門スタッフが個別・グループ指導または、来所・訪問等により専門的見地から訓練・支援等を行う。（平成 23 年度 590 件※相談のみ）
	○相談支援事業	・市内 4 ヶ所の相談支援事業所において、身近な相談窓口として、その人に応じた相談支援を実施（平成 23 年度 6,991 件） ・精神保健相談支援として精神障害者地域活動支援センター「コンパス」において相談支援を実施（平成 23 年度 1,978 件）

	○精神保健相談支援	・精神保健に精通した保健師が相談に応じ必要な支援を行う。 (平成23年度 5,540件)
	○こころの健康相談専用電話	・精神保健相談支援及び自殺予防のための専用電話(こころの健康相談専用電話)の実施(平成23年度 120件)
3-3 地域生活支援サービスの充実	○地域生活支援サービス	・ホームヘルプ事業、施設通所事業(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続A・B型)、短期入所事業、日中一時支援事業、施設入所事業、の実施
	○松風園運営事業	・松風園の運営を指定管理者が行う。 (指定管理者:社会福祉法人しらかし会 平成22年度~平成26年度)
	○重度障がい者サポート事業	・訪問入浴サービス 761回・タクシー利用券交付 1,021回 ・紙おむつの支給 約500枚 57人・重度障害者緊急通報システム事業18件・自動車燃料費の助成 239件 ※実績は23年度
	○障害福祉施設建設費償還支援事業	・社会福祉法人の障がい者社会福祉施設建設に伴う借入金の助成の実施。 (平成23年度 2カ所)
	○補装具費支給事業・日常生活用具給付事業	・補装具費支給事業 482件 ・日常生活用具給付事業 3,556件
3-4 障がい児、発達に不安のあるこどもの療育・保育・教育・福祉体制の充実	○私立幼稚園障がい児就園支援事業	・統合教育を行う私立幼稚園設置者に補助金を交付する。 (平成23年度 12園)
	○こどもの発達相談支援システム	・早期療育により健全な発育・発達を促すための相談・指導・訓練及び専門スタッフが個別・グループ指導または、来所・訪問等により専門的見地から訓練・支援等を行う。(個別支援 1,722回 グループ支援 1,087回)
	○就学相談事業	・障がいのある児童・生徒の適正な就学を行うため、就学相談を行う。 (平成23年度 176件)
	○ことばの教室運営事業	・ことばと聞こえの障がいを改善するため、児童の症状に合わせた指導を行う。 (平成23年度 在籍児童数 189人、設置校数 3校)
	○特別支援教育推進事業	・教育上配慮を必要とする児童、生徒に対し、必要に応じて特別支援教育ヘルパー、特別支援教育スクールアシスタントの派遣、特別支援教育巡回相談チームを設置し、各学校に派遣などを行なう。 (平成23年度 特別支援教育ヘルパーの派遣 26校、特別支援教育スクールアシスタントの派遣 28校、特別支援教育巡回相談チーム 167回)
3-5 就労の支援	○障害者自立支援センター運営事業	・生活や就労に関する相談支援及び就労訓練支援に関する事業を行う。運営は指定管理者が行う。 (指定管理者:社会福祉法人すずらんの会 平成23年度~平成27年度)
3-6 外出への支援	○移動制約者移送サービス事業(協働事業)	・送迎事業を行うNPO法人と市の協働事業を実施し、移動手段の確保を図る。 (平成23年度 7,737回)
	○移動支援事業	・移動が困難な障がい者・障がい児の外出をガイドヘルパーが支援し、自立と社会参加の促進を図る。
	○重度障がい者サポート事業	・タクシー利用券交付 1,021枚 ・自動車燃料費の助成 239件 ・福祉車両利用助成 486回 ※実績は23年度
3-7 障がい者施設の整備	○障害福祉施設建設費償還支援事業	・社会福祉法人の障がい者社会福祉施設建設に伴う借入金の助成の実施。 (平成23年度 2カ所)
3-8 経済的自立への支援	○通所訓練費支給事業	・通所施設等を利用する際の支援として交通費相当額を支給する。 (平成23年度 支給人数 428人)
	○手当の支給	・市障害者福祉手当 受給人数3,783人・特別障害者手当 78人 ・障害児福祉手当 130人 福祉手当(経過措置分) 20人

	○地域生活支援事業 負担軽減	・地域生活支援事業の福祉サービス利用負担について、低所得者等に配慮した負担の軽減を図る。
	○心身障害者医療費 助成事業	・重度障がい者に係る医療費の自己負担を軽減し、負担軽減を図る。 (平成23年度 対象者数 3,219人)
3-9 保健・医療の 充実	○乳幼児健康診査事 業	・各時期の発育、発達の確認や育児支援の各種乳幼児健診を実施する。 (平成23年度 4ヶ月 受診者数 2,145人 8ヶ月 2,099人 1.6歳 1,961人 3.6歳 1,922人)
	○健康診査事業	・健康診査や各種がん検診を実施し、生活習慣病の早期発見に努める。
	○健康相談・教育事業	・健康診査後の事後指導及び生活習慣病改善のための相談希望者に対し、保健師・栄養士等による、生活習慣病予防の相談・教育・訪問指導を実施。 (平成23年度 健康相談 194件、健康教育 3,412人)
	○機能訓練事業	・40歳以上で身体障がいや身体の機能低下を有する方などを対象とした身体の リハビリ教室を開催するとともに、保健師が脳卒中患者宅を訪問し、療養指導を 行う。(平成23年度 392人)
	○自立支援医療等給 付事業	・障がいの軽減を図るために行う医療(身体障がい者の障がいを軽減し機能回復 を目的とした手術等、精神障がい者の通院医療費の一部)に係る費用負担の支援 を行う。(平成23年度 身体:99人 精神:2,927人)
	○障害者(児)歯科健 診事業	・歯科健康診査を行うことにより、虫歯等の口腔疾患を予防する。 (平成23年度 52人)

方針3. ライフステージに応じた生活の支援

分類	施策の方向性	実施・実施中の事業等
3-1 情報 提供の充実	○障がい特性に配慮した必要な情報の提供の 実施	○制度案内冊子、ホームページ、広報紙(声の広報、点字 広報)等による必要な情報提供
	○情報提供の充実を図るためのボランティア 活動への支援の継続	○情報提供ボランティアの入門講座を行い人材の育成の 実施(社協・生涯学習センター等)
3-2 相 談支援体制 の充実	○相談支援事業所におけるケアマネジメント 体制の強化	○相談支援員の育成(研修等への参加) ○障害福祉サービス利用画作成等における相談支援員へ の助言等 ○特定相談支援事業所の設置
	○乳幼児健診後の経過観察体制の強化	○経過健診の実施 ○育児相談の実施 ○心理職によるこども相談(個別発達相談)の実施 ○おやこ教室(1歳6ヶ月児健診後のフォロー教室)の 実施
	○自殺予防のため問題解決の支援	○自殺予防のための相談専門電話の対応 ○予約制の精神保健相談の実施。 (主にうつ病に関する精神保健相談) *再掲
3-3 地域 生活支援サ ービスの充 実	○日中活動の場における活動基盤整備	○市内旧地域作業所10カ所すべてについて、障害者自立 支援法のサービス体系への移行が完了。
	○医療ケアが必要な人への対応	○医療ケアが必要な障がい者の短期入所等の対応として 県と連携し圏域での地域拠点配置事業を平成23年4月 から事業開始

	○障害福祉サービス提供事業所への知識技術向上を支援	○障害福祉サービス提供事業所からの要請により、各障害特性や制度の知識の向上を図るために研修会を開催
3-4障がい児、発達に不安のあるこどもの療育・保育・教育・福祉体制の充実	○こどもの発達相談システムによる総合的な支援体制や児童発達支援など早期療育のための受け入れ体制の充実	○児童福祉法の改正（平成24年4月施行）による児童発達支援など新たな制度への円滑な移行と事業の安定化のための支援を実施。（所管：こども部保育家庭課）
	○一人ひとりのニーズに応じた療育や教育を受けられるよう充実	○一人ひとりのニーズに応じた療育や教育を受けられるよう「大和市特別支援教育巡回相談チームの設置」や、各機関が一貫した支援が行われるよう相談支援ファイル「かけはし」の配布（所管：教育委員会）
3-5就労の支援	○企業への啓発活動、就労先の開拓による雇用の促進	○障害者自立支援センターの機能強化による企業等への意識啓発、就労先開拓、就労斡旋、就職後のフォローアップの継続実施
	○公共職業安定所やサービス提供事業所等の関係機関の連携を深め雇用を促進する	○雇用情報を市内事業所で共有することにより、適した人材を雇用に結びつける取り組みの実施。
	○受注確保及び受注開拓における安定的な仕事の確保と工賃の引き上げ	○障害者自立支援協議会就労部会の活動として、自主製品の統一ブランドの確立（Prodotti di Yamato）とインターネット活用の販売網の拡充を推進
	○精神障がい者に対する就労支援の強化	○障害者自立支援協議会就労部会が、4・5月精神障がい者向けのジョブガイダンスを開催。また、11月末にフォローアップ研修を予定
3-6外出への支援	○より利用しやすいサービスを目指した検討及び基盤整備強化の推進	○障害者自立支援協議会身体障害者部会において、通学通所の送迎移動支援について検討がなされ、地域懇談会等も開催する中、平成25年度から障害福祉サービス事業所の一部集合体の「協働事業」として展開予定
3-7障がい者施設の整備	○生活介護施設及び多機能型サービス事業所の移設に際して、建設費借入金の返済に対する助成を行い環境の整備することにより、重症心身障がい者など医療ケアの必要な利用者など日中活動の場の拡充	○平成22年度から、菜の花・ふきのとう向生舎第二分場の移設整備・建設費に伴う借入金返済への補助を実施
3-8経済的自立への支援	○障がい者の経済的な負担を軽減する制度等の周知徹底及び普及促進	○重度障がい者に係る医療費の自己負担を軽減 ○該当者への手当の支給等
3-9保健・医療の充実	○精神障がいに関する正しい知識の普及や啓発	○「こころの健康講座」など啓発事業の実施
	○乳幼児健診後の発達面の経過観察システム	○心理職によるこども相談（個別発達相談）の実施 ○おやこ教室（1歳6ヶ月児健診後のフォロー教室）の実施

展開方針

○平成 25 年 4 月 1 日施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）について、事務の確立や条例等整備など円滑な施行ができるように準備を進める。（ただし、※については平成 26 年 4 月 1 日施行）

- ・ 障害者の範囲に難病等の追加
- ・ 障害程度区分から障害支援区分への変更 ※
- ・ 重度訪問介護の対象拡大 ※
- ・ 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 . . . ※
- ・ 地域移行支援の対象拡大 ※
- ・ 地域生活支援事業の追加（研修・啓発・養成等）

審議会意見

方針 4 地域移行の推進

施策

4-1 地域移行の推進

主な実施事業		
分類	事業名	実施内容・実績等
4-1 地域移行の推進	○グループホーム設置促進事業	グループホーム等を新規設置する場合、バリアフリー化するための改修工事費の助成を行なう。(平成23年度 0件)
	○グループホーム等移行推進事業	入所施設等からグループホーム等への入居など地域移行の際に、入居後の生活がスムーズに行われるよう支援するため、サービス提供事業者に対し助成を行う。(平成23年度 6人)
	○グループホーム家賃助成事業	グループホーム・ケアホームの入居者に、家賃助成を行う。(平成23年度 80件)
	○地域生活援助事業	グループホーム、ケアホームの利用支援 (平成23年度 グループホーム 16人 ケアホーム 95人)
	○あんしん賃貸支援事業	住宅の確保が困難な高齢者や障がい者に、市、NPO法人、不動産事業者等が連携し入居に関する各種サポートを行う。 (平成23年度 相談件数 6件(障がい者のみ))

方針4. 地域移行の推進

分類	施策の方向性	実施・実施中の事業等
4-1 地域生活移行の推進	○グループホームやケアホームに移行の促進(本人)	○体験入居の実施 ○家賃助成の実施
	○グループホームやケアホームに施設入所者や長期入院患者の移行の促進(事業者)	○グループホーム等移行促進事業によるサービス提供事業者に対する助成
	○民間賃貸住宅で安心した暮らしを確保	○あんしん賃貸支援事業の実施 ○入居後の日常生活を支援するマネジメントの充実(実施事業)あんしん賃貸支援事業

展開方針

- 障害者自立支援法の改正に伴い、平成 26 年 4 月 1 日よりケアホームのグループホームへの一元化がされるため、助成に関し国の動向に鑑み市で行う家賃助成等の適切な対応を図る。
- グループホーム・ケアホーム設置のための改修工事助成などハード面の整備の支援、体験入居等の入居者に対する支援の両面から総合的な支援を行っていく。
 - ・新年度において、市内に新規のグループホーム・ケアホーム 3 ヶ所の確保に努める。
- 民間賃貸住宅入居支援として、あんしん賃貸支援事業について情報提供を充実することにより、さらなる積極的な運用を図る。

審議会意見

障がい者福祉計画進行管理シート

方針 5 快適な生活空間の整備

施策

5-1 住まいの場の整備

5-2 生活環境のバリアフリー化

主な実施事業		
分類	事業名	実施内容・実績等
5-1 住まいの場の整備	○重度障害者住宅整備改良費助成	バリアフリー化に伴う住宅改修の費用に対する助成 (平成23年度 15件)
5-2 生活環境のバリアフリー化	○公共施設の整備・改善	公共施設や公園など誰もが使いやすいように「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づいて整備・改善を図る。
	○民間施設のバリアフリー化	「バリアフリー新法」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の周知・啓発を行い、民間の施設等について整備・改善を図るよう働きかける。
	○建築物バリアフリー審査事務	「バリアフリー新法」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共的施設を建築しようとする事業者に対し、障がい者、高齢者等が施設を安全かつ快適に利用できるような整備を進めるよう指導、助言、協議書の審査等を行う。

方針5. 快適な生活空間の整備

分類	施策の方向性	具体的な事業・作業のイメージ
5-1 住まいの場の整備	○重度障がい者が地域で生活するために必要な、住宅のバリアフリー化	○住宅改良費の助成の実施 (平成23年度から、対象工事の上限額が80万円に変更)
	○民間賃貸住宅で安心した暮らしを確保	○あんしん賃貸支援事業の継続 ○入居後の日常生活を支援するマネジメントの充実 (実施事業) あんしん賃貸支援事業
5-2 生活環境のバリアフリー化	誰もが快適に暮らせるためのバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	「バリアフリー新法」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の周知・啓発を行い、民間の施設等について整備・改善を図るよう働きかける。

展開方針

- 住宅改良費助成事業について安全かつ快適な住環境を確保するための費用を助成し、重度障がい者の在宅生活を促進する。
- 民間賃貸住宅入居支援として、あんしん賃貸支援事業について情報提供を充実することにより、さらなる積極的な運用を図る。
- バリアフリー新法、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、公共機関、道路公園等の整備を行う。また、民間施設のバリアフリー化について、建築審査等において法令に基づく指導・助言を行う。

審議会意見